2023年1月17日
大学コンソーシアム京都
FD合同研修プログラム
テーマ別研修

障害のある学生の修学支援に関する基礎知識

京都大学 学生総合支援機構・准教授　村田 淳
DRC（障害学生支援部門）・チーフコーディネーター
HEAP（高等教育アクセシビリティプラットフォーム）・ディレクター

概要

1．“ 障害 ”の現在

2．大学における障害学生支援と障害者差別解消法

3．発達障害のある学生への支援

1．“障害”の現在
―「障害」とは何か

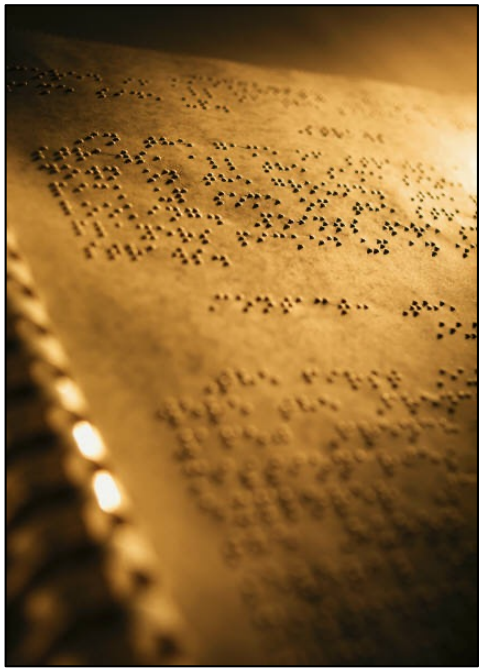

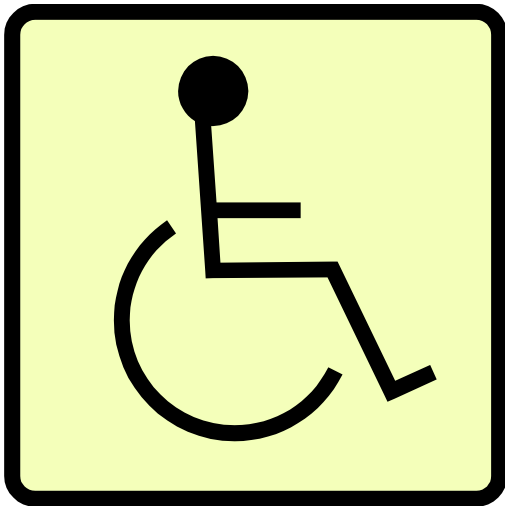

“障害”とは何か。

1．“ 障害 ”の現在
―「障害」とは何か

＜ 障害者基本法における障害の定義 ＞

- （障害者）

  身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- （社会的障壁）

  障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

1．“ 障害 ”の現在
―障害者権利条約（国連）を批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）
／Convention on the Rights of Persons with Disabilities

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

- 2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効。
  日本は2007年に署名し、2014年に批准。

1．“障害”の現在
―障害者権利条約（国連）を批准

→「合理的配慮の提供」を確保することが明記。

- 障害者権利条約では、「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」（第5条第3項）と定めている。

- 教育分野については、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」（第24条 教育）と定めている。

1．“障害”の現在
―合理的配慮とは何か

「合理的配慮（reasonable accommodation）」

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（障害者権利条約　第二条　定義）

1．“障害”の現在
―障害者権利条約（国連）を批准

（批准に向けた法施策の動向）

2011年 8月：障害者基本法の改正
…「社会的障壁」「合理的配慮」の明記等。

2012年 6月：障害者総合支援法の成立
…サービス法の変化。

2013年 6月：障害者差別解消法の成立
…日本で初めてとなる障害者差別に関する法律。
…教育機関における合理的配慮の提供が義務化。

※その他、障害者雇用促進法の改正等。

概要

1．“ 障害 ”の現在

2．大学における障害学生支援と障害者差別解消法

3．発達障害のある学生への支援

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
―障害のある学生の増加

■ 障害のある学生の増加推移

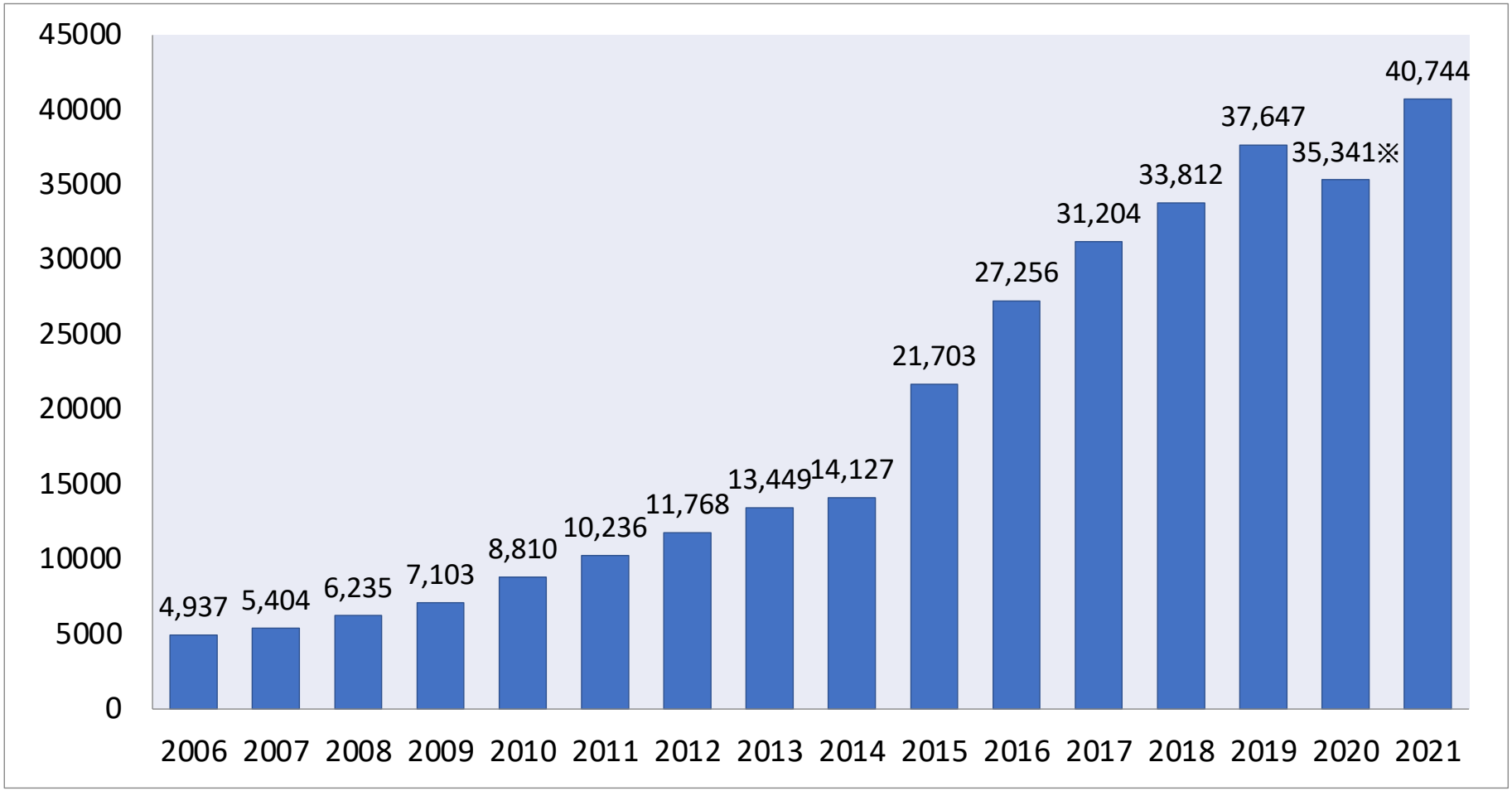

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2007～2022）」より

障害者施策の流れ

○ 平成18年12月　国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
○ 平成19年　9月　条約に日本署名（賛同）
○ 平成23年　8月　「障害者基本法」の改正
○ 平成24年12月　「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ　→　取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
○ 平成25年　6月　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 」（「障害者差別解消法」）の公布
　　9月　「第3次障害者基本計画」閣議決定
○ 平成26年　1月20日　条約の批准書を国連に寄託　⇒　2月19日効力発生
○ 平成27年　2月24日　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
　　10月30日　国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
　　11月　9日　私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
○ 平成28年　4月　「障害者差別解消法」の施行　（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
○ 平成29年　3月　「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ　→　取組の具体的な進め方と留意事項を整理
○ 平成30年　3月　「第4次障害者基本計画」閣議決定
○ 令和　3年　6月　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 」の公布

※文部科学省資料

障害者基本計画（第4次（H30～R4））　①

平成30年 3月　閣議決定

Ⅲ　分野別施策の基本的方向　　９．教育の振興

（3）高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164.　・・・高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➢ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

※文部科学省資料

障害者基本計画（第4次（H30～R4））　②

障害者基本計画 関連成果目標
９．教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	85．3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	68．0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59．5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95．2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	46．8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50．8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	21．1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	20．1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	21．8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	84．2%	おおむね100%

※文部科学省資料

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

●平成28年４月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
●こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年３月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

●第一次まとめの検討範囲を踏襲。
●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

（1）基本的な考え方
●「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
●「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

（2）大学等における実施体制
各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルールの作成・公表）、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

（3）合理的配慮の決定手順
①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない）、④決定内容のモニタリング

（4）紛争解決のための第三者組織
中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

（1）教育環境の調整
変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

（2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）
高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

（3）大学等から就労への移行（就職）
障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

（4）大学間連携を含む関係機関との連携
地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

（5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置
組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

（6）研修・理解促進
教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

（7）情報公開：
支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。
→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】
障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
―障害のある学生の修学支援に関する検討会（文部科学省）

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。

文部科学省　障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ より

① 事前的改善措置
② 学内規程
③ 組織　→●委員会、●支援専門部署、●紛争解決のための第三者組織

不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は，大学等において，組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。（中略）このため，関連の取組を進めるに当たって，学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。（第二次まとめ５-（１））

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 ―事前的改善措置

高等教育機関における合理的配慮の前に…「事前的改善措置」

機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。

決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。

支援体制

大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。

情報公開

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受け入れ姿勢・方針を示すことが重要。

教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。

施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など。

個のニーズに応じて調整・提供される「合理的配慮」

ニーズの全体像を考慮し全学的に事前に取り組む「事前的改善措置」

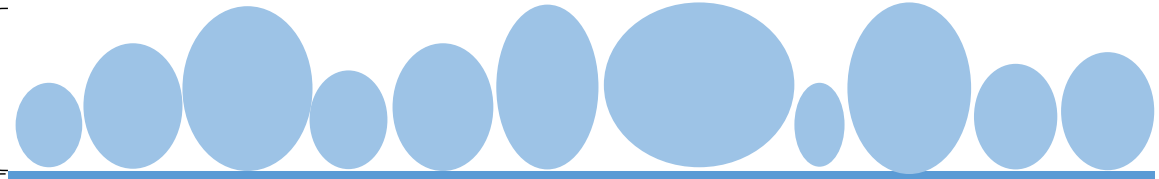

体制整備、対応要領、施設整備、ソフト整備 等

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 ―合理的配慮（教育的配慮との関係）

【教育活動の一環としての学生支援】

●思いやり、慮り、支え合い、手伝い、支援、サポート、配慮
●教育的配慮＝教員の個々の教育的理念や工夫による
　➡提供側のさじ加減で「思いやり」の発露としてなされる

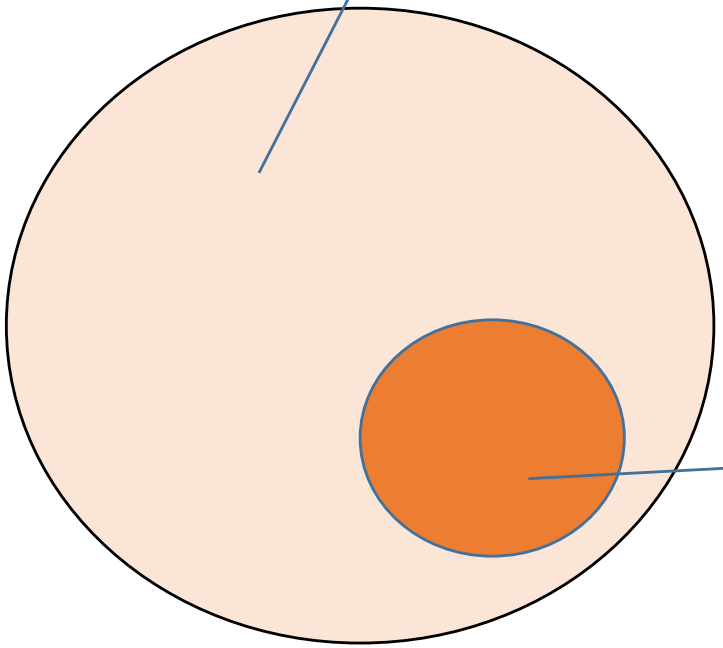

→合理的配慮はさまざまな支援の一部

【教育機関の責任としての合理的配慮】

教育機関として明確なルールを設けて
情報公開をしたうえで
障害のある学生の意思の表明を受け
双方の建設的な対話を実施する。

妥当性を判断し、互いに納得した上で
合理的配慮として提供する。

法的枠組みのもとで、
本人の意向が尊重された対話を通じて
機会平等達成のために提供される。

基本的に、本人や大学関係者の
同意なく提供されることない。

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 ―合理的配慮（構成要素）

- 個々のニーズ
- 社会的障壁の除去
- 非過重負担
- 本来業務付随
- 機会平等
- 本質変更不可
- 意向尊重

【ポイント】
一般的な教育的支援との違いは何か。

川島聡 他（2016）『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』, 有斐閣

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 ―合理的配慮（決定手順）

○合理的配慮の内容の決定の手順

- 合理的配慮の内容の決定についての主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

①障害学生からの申出
②障害学生と大学等による建設的対話
③内容決定の際の留意事項
④決定された内容のモニタリング

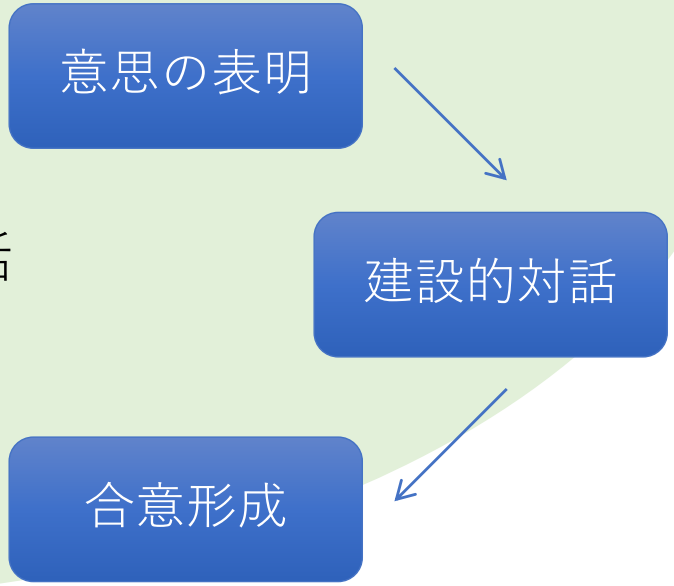

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
—障害者差別解消法の成立

障害者差別解消法
（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

- 2013年6月に成立、2016年4月に施行。

- この法律により、障害者に対する差別的取扱いが禁止され、国・地方公共団体等（国立大学法人等を含む）においては、合理的配慮の不提供も禁止が法的義務に、民間事業者（私立大学等を含む）においては、努力義務となった。

- 2021年5月：改正法案の成立 →合理的配慮：民間事業者も法的義務

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 ―高等教育機関としての役割

（社会的な動向をうけて）

- 高等教育機関においても、「特別」から「当たり前」へ。
- 「しなければならない」という義務へシフト。
- 高等教育機関がユニバーサルな環境であることは、グローバルスタンダードに。

【高等教育機関全体として必要な取り組み】

- 支援体制の整備、安定的な支援の運営
- 障害者差別解消法への対応
- バリアフリー化、理解啓発の促進　etc

概要

1．“ 障害 ”の現在

2．大学における障害学生支援と障害者差別解消法

3．発達障害のある学生への支援

3．発達障害のある学生への支援
―障害のある学生の増加

■　障害のある学生の増加推移

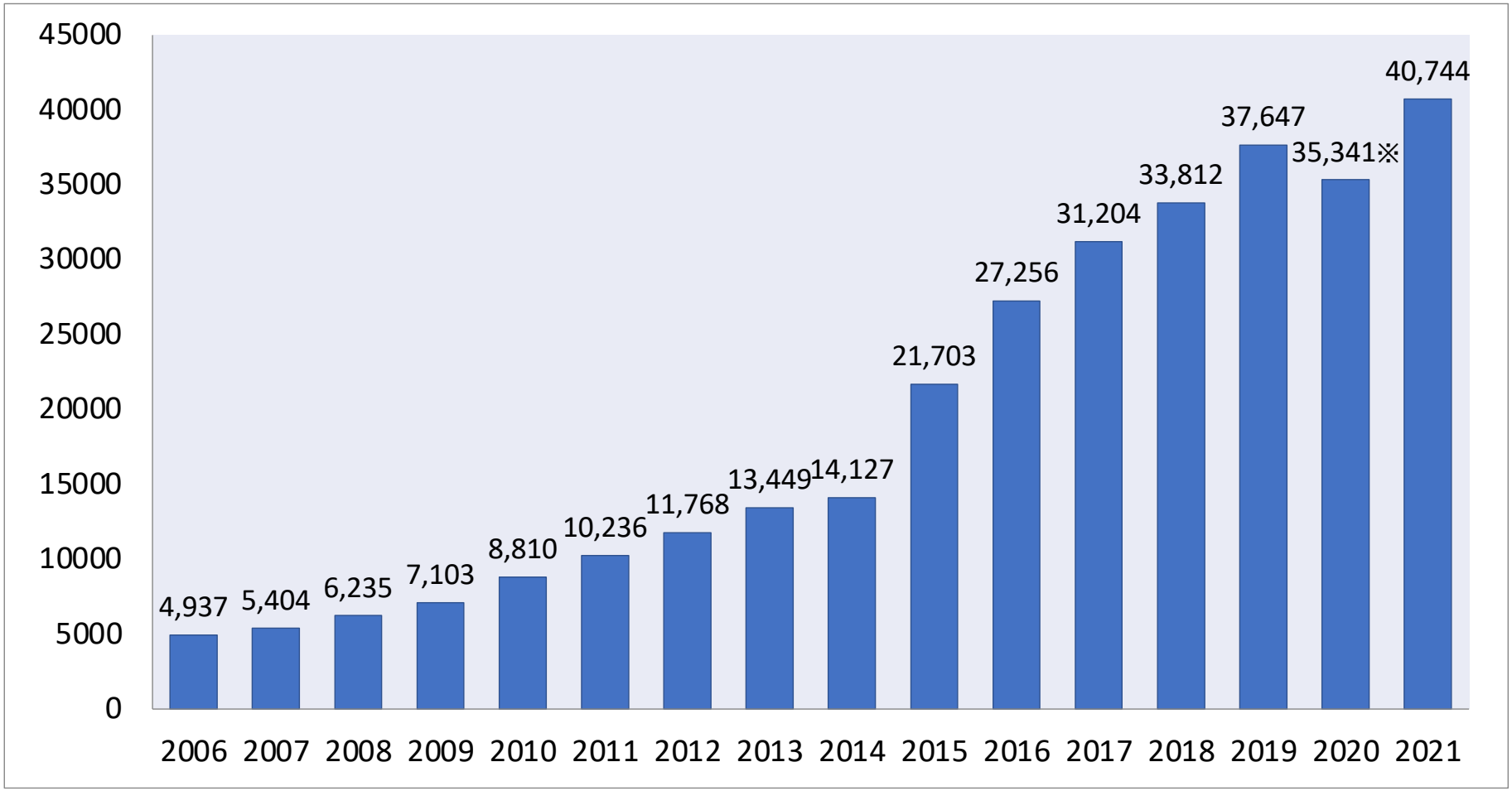

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2007～2022）」より

3．発達障害のある学生への支援
―障害のある学生の増加

■　2021年度の障害種内訳／40,744名

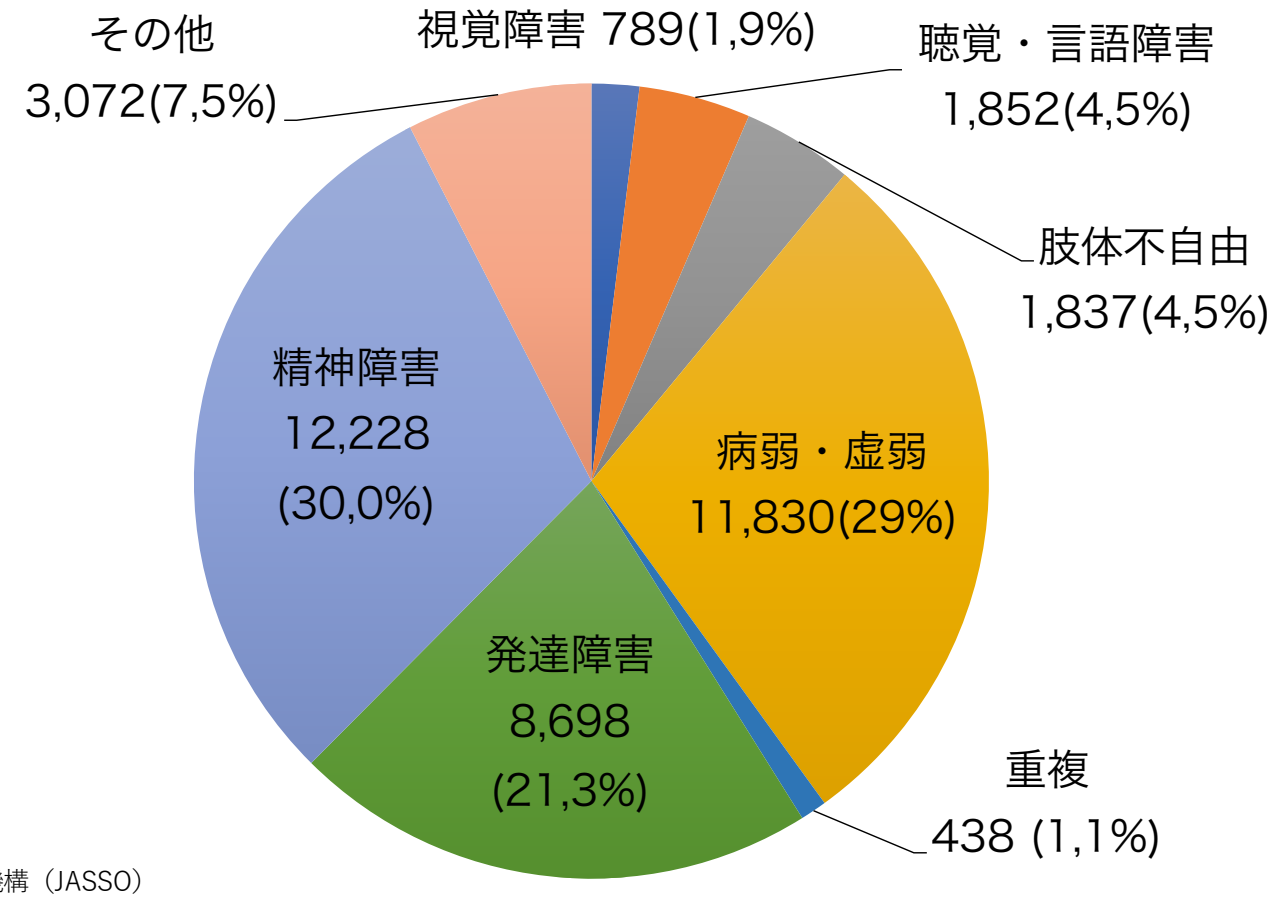

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の
修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

3．発達障害のある学生への支援
―障害のある学生の増加（発達障害）

■ 発達障害のある学生の増加推移

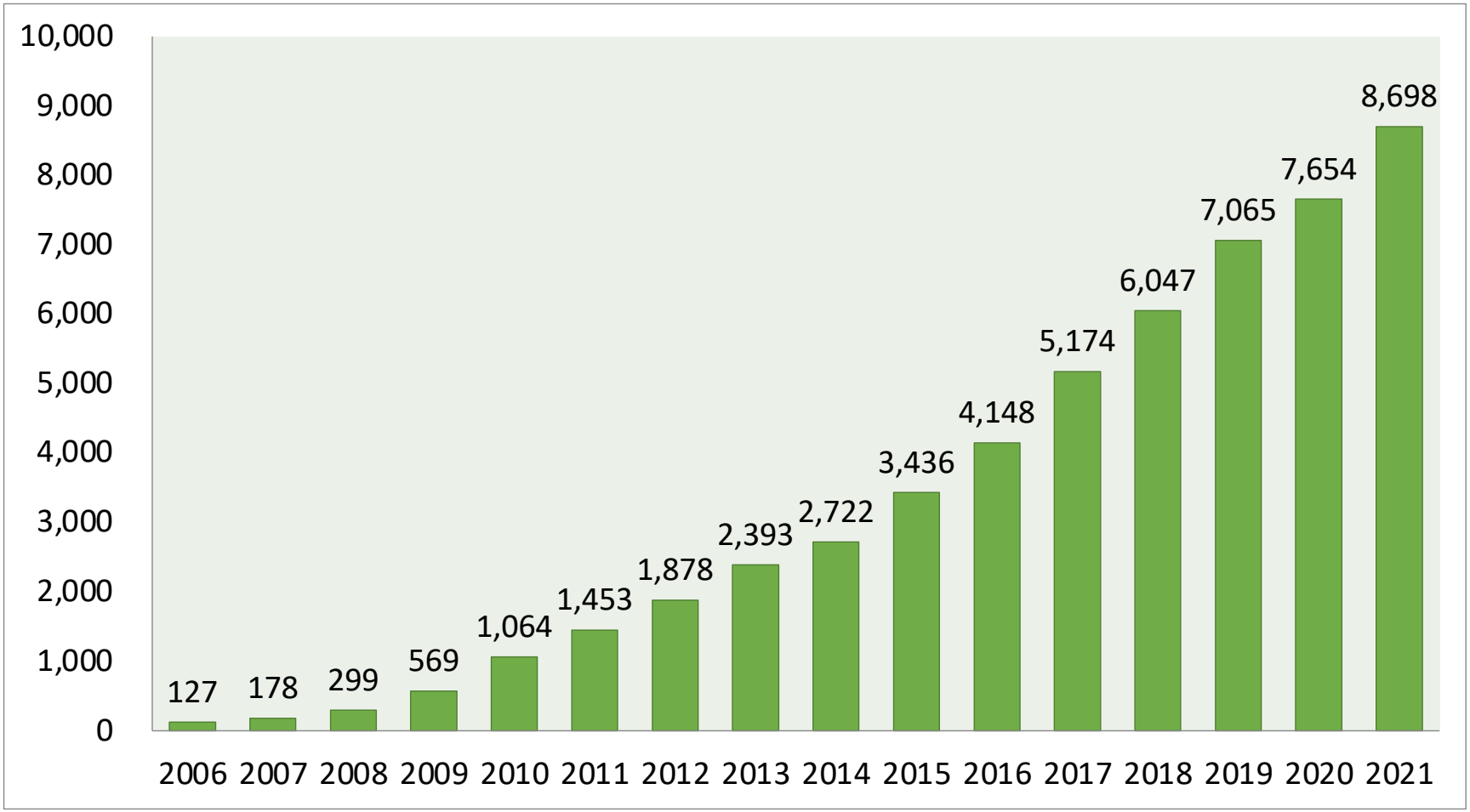

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

３．発達障害のある学生への支援
―基本的特性の理解

○ 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（ASD）

（旧高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）

○ 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（ADHD）

（旧注意欠陥多動性障害）

○ 限局性学習症／限局性学習障害（SLD）

（旧学習障害）

→ 障害特性が重複している場合有り

→ 感覚過敏・鈍磨、協調運動の課題などにも留意

3．発達障害のある学生への支援
―基本的特性の理解

■　2021年度の発達障害のある学生数／8,698名

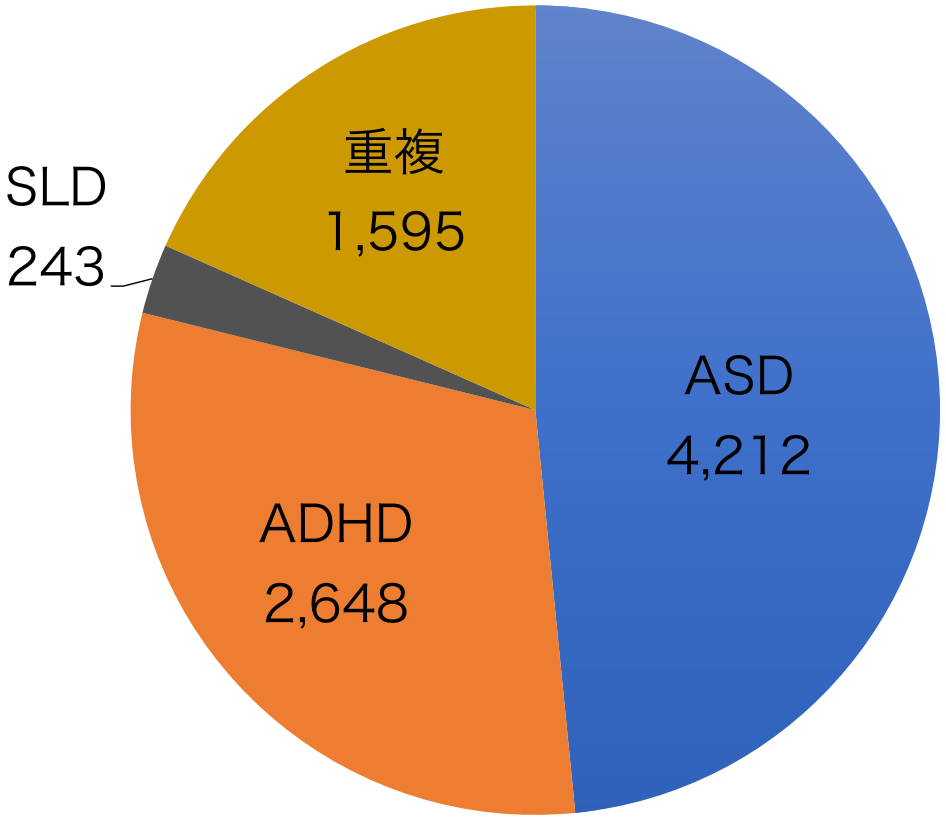

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

ＧＩＧＡスクール構想の加速による学びの保障

（参考）

目　的

「1人1台端末」の早期実現や、**家庭でも繋がる通信環境の整備**など、**「GIGAスクール構想」における**
ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現

令和２年度
補正予算額
2,292億円

児童生徒の端末整備支援

➢ 「1人1台端末」の早期実現　1,951億円

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援
令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対　象　国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率　国立・公立：定額（上限4.5万円）、　私立：1/2（上限4.5万円）

➢ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備　11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対　象　国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率　国立・公立：定額　、　私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備　71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対　象　公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率　公立：1/2

ＧＩＧＡスクールサポーターの配置　105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対　象　国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率　国立：定額　、　公立・私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

➢ 家庭学習のための通信機器整備支援　147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うLTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対　象　国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率　国立・公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

➢ 学校からの遠隔学習機能の強化　6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対　象　国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率　国立：定額（上限3.5万円）、　公立・私立：1/2（上限3.5万円）

➢ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入　1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム

※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

※文部科学省資料

３．発達障害のある学生への支援
―発達障害のある学生を把握するパターン

（1）入学前に既に診断され、障害が認知されている場合。

（2）自他ともに発達障害とは認識せずに進学し、
以下のような経緯から発達障害と推定される場合。

①様々なトラブル、あるいは学業不振、実験や実習、
就職活動での困難。
②二次的、あるいは合併した精神・身体症状。
③不登校や休学。
④本人がインターネットや書物をみて相談。
⑤1対1の対応における特徴の現れ。

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「教職員のための障害学生修学支援ガイド」より

３．発達障害のある学生への支援
―個別支援と修学支援

基本的には、学生本人からの申し出によって、支援がスタートします。大学において（多くの場合）、「個別支援」は自主的な働きかけがあること、「修学支援」は本人による特性の認知、必要な範囲での情報開示が求められる。

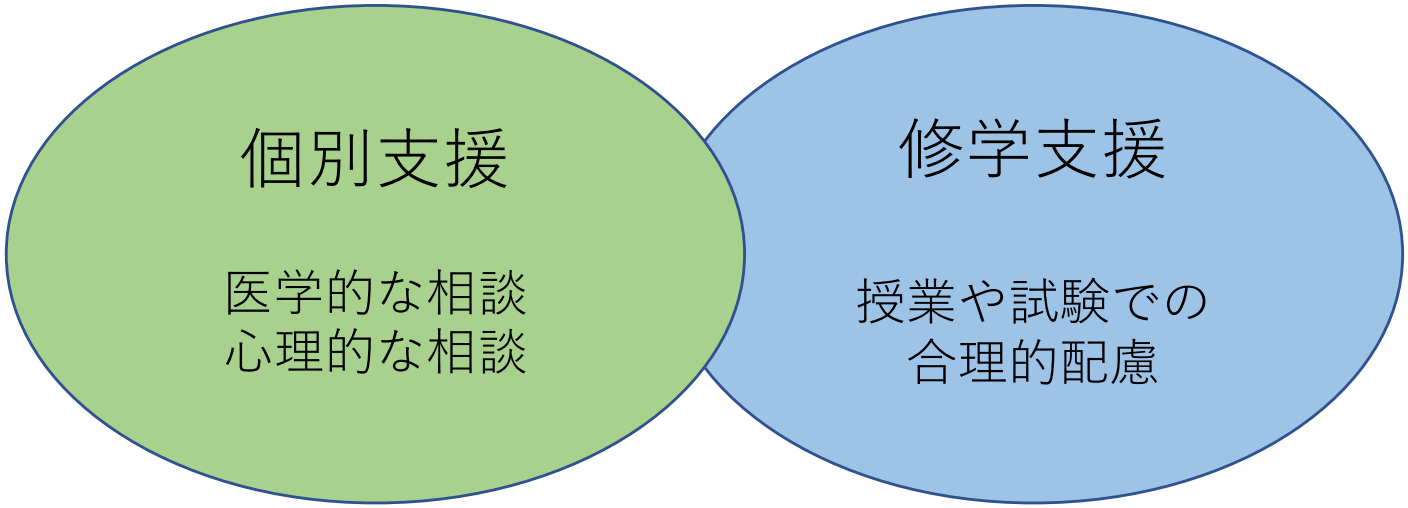

→個別支援と修学支援は明確に分けられるものではないが、支援者としては意識しておく必要がある。

3．発達障害のある学生への支援
―学生をとりまく支援体制（機能分岐と連携）

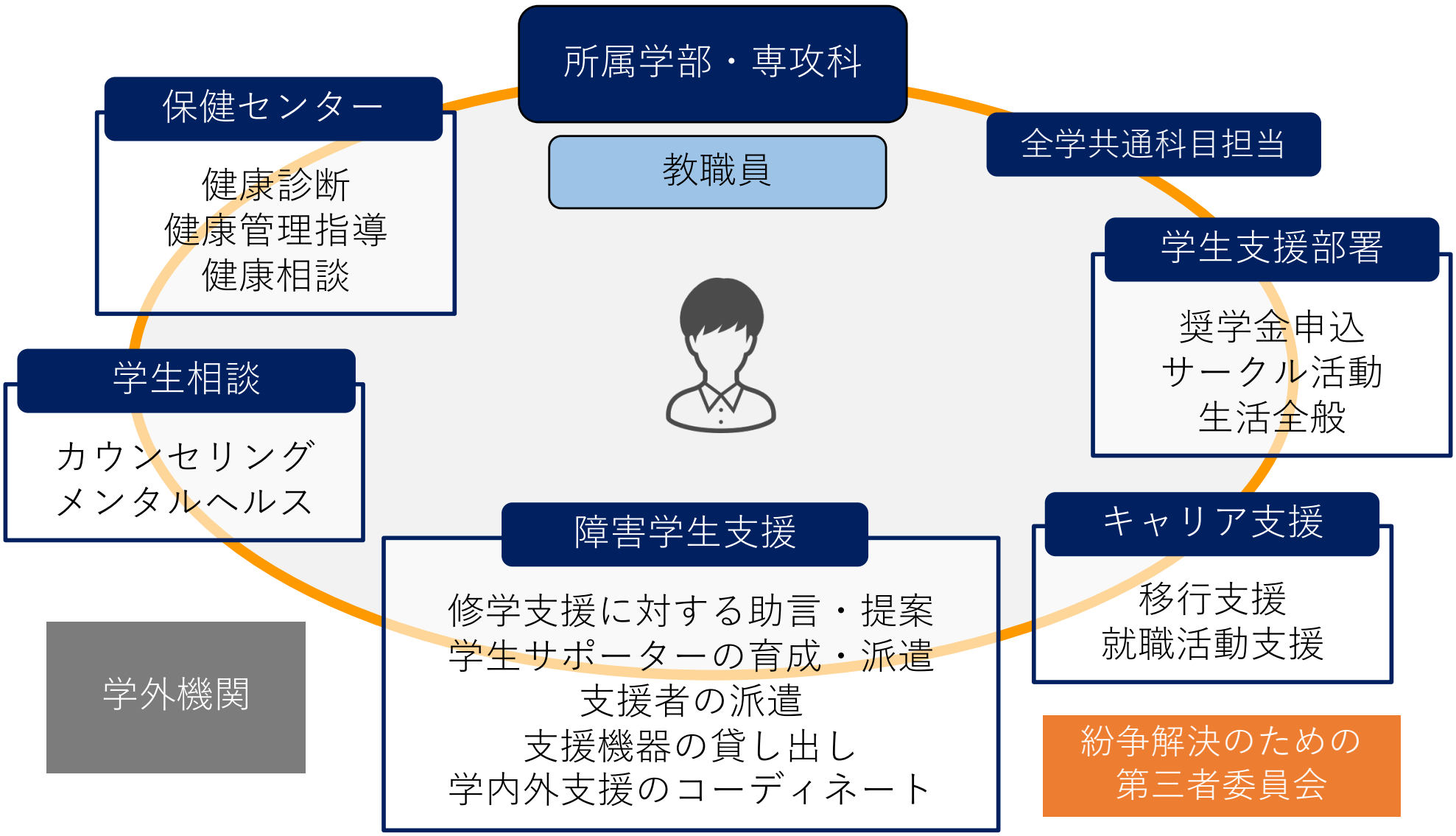

3．発達障害のある学生への支援
―修学支援が必要となる場面

- 履修登録
  - ・時間割作成の困難。ex.）煩雑且つ初めてのシステム、自由度の高さ、選択肢の多さ、ペース配分の難しさ
  - ・インフォーマルな情報からの孤立。
  - ・（入学時は特に）他の作業との同時並行。

- 授業における支援
  - ・視覚、あるいは音声によって情報をとることの困難。
  - ・ゼミ（演習）形式における困難。ex.）ディスカッション
  - ・実験における困難。ex.）手順、グループワーク
  - ・学外実習における困難。

- 試験、評価の配慮
  - ・試験、評価方法の検討。
    ※合理性（合理的配慮の実施）と公平性の課題。

３．発達障害のある学生への支援
―授業場面における支援例：ASD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- 授業内での指示（試験等の重要な情報）を板書や書面でも伝える
- 座席の確保、授業中の入退室などへの対応
- グループワーク等が必要になる場合の調整
- 実験や実習において、事前の教室確認や手順の確認
- ノイズキャンセリングヘッドフォンなどの支援機器の使用許可
- ノート作成（板書を写す）や実験等の作業における人的補助
- 評価方法の変更　※授業の本質を変えない範囲　など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』, 黎明書房

３．発達障害のある学生への支援
―授業場面における支援例：ADHD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- 授業内での指示（試験等の重要な情報）を書面でも伝える
- レポート等、提出物の提出期限のリマインド
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- スマートペン等の支援機器の使用許可
- 座席位置の配慮、簡易的なパーティションの使用　など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』, 黎明書房

３．発達障害のある学生への支援
―授業場面における支援例：SLD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- 書籍、教材等の電子データ化（テキストデータの配布）
- 読み上げソフト、音声入力ソフト等の使用許可
- 筆記の代替措置としてパソコンの使用を許可
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- スマートペン等の支援機器の使用許可
- 試験時間の延長　など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』, 黎明書房

３．発達障害のある学生への支援
―オンライン授業における課題

例）思考・行動特性に偏りがある場合

- 限定的な情報から意図されることを理解する（想像力、社会性の課題等）ことに困難がある。
- 障害特性上の不注意や情報整理の苦手さによるタスク管理などに困難がある。
- 孤立した学習環境により、課題に取り組む際などにインフォーマルな情報や質問の機会を得にくいため、課題に手が付かない、どこまでやれば良いかわからないといった混乱が生じる。

３．発達障害のある学生への支援
―支援・指導上の対応のポイント

- 表面的な「できる／できない」ではなく、根本的な困りごと（＝本人なりのやり方の模索）をサポート。
- 目的と手段の切り分け。必要に応じた、手段の柔軟性。
  …特にアクティブラーニングでは注意が必要。

- 非明示的なメッセージ（暗黙の了解）の回避。→構造化
  …思わず口にする「困ったら言いに来てね」、
  「やりながら考えよう（とりあえずやってみて）」etc

- 心理的、身体的、感覚的負荷の緩和。

- ニーズを認識・表出することの困難へのアプローチ。
  →情報公開・発信と「外在化」を用いた関わり方。

３．発達障害のある学生への支援
―社会を見据えた支援のあり方

障害学生支援は、ある一定の基準やノウハウに基づいた支援を実施することに加えて、学生本人が自己認識を高めていけるような支援が求められる。

→自己認識の過程では、次のような観点が大切になる。

- 障害、特性を知ること
- 自分自身をマネジメントしていく能力
- 環境（他者）との相互関係

社会に接続する教育機関として、修学支援を対処的なものとせずに、修学支援を通じて“＋αの支援”となっていることが重要ではないか。

参考：

- 独立行政法人 日本学生支援機構，2007-2022，「2006-2021 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」.
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2015，「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」.
- 高橋知音編，2016，「発達障害のある大学生への支援」，金子書房.
- 小谷裕美・村田淳編，2018，「高校・大学における発達障害者のキャリア教育と就活サポート」，黎明書房.
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2018，「合理的配慮ハンドブック」.
- AHEAD JAPAN__https://ahead-japan.org/
- 高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）__ https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/